公正採用選考人権啓発推進員制度

【制度の概要】

就職の機会均等の確保を図るため、企業に対する啓発及び指導に関する事業として、各事業所内に公正採用選考人権啓発推進員を選任設置する、企業のトップクラスや推進員に対する研修会等を開催する、各種啓発資料等の作成・配布など、公正な採用・選考システムの確立に向けた指導を推進している事業です。

【公正採用選考人権啓発推進員の選任】

- (1) 昭和52年度(1977年度)から、同和問題等の理解と認識の浸透に向け、企業に対する啓発・ 指導の強化を目的に、一定規模以上の事業所に「企業内同和問題研修推進員」の設置を図り、 この推進員を中心にして企業に対する計画的・継続的な啓発指導を行ってきました。
- (2) その後、平成8年(1996年)5月の「地域改善対策協議会の意見具申」や同年7月の閣議 決定「同和問題などの早期解決に向けた今後の方策について」により、同和問題などの人権問題に対する正しい理解と認識のもとに、就職の機会均等を図るための公正な採用選考システム の確立を目指した人権啓発事業を実施することとして、平成9年度(1997年度)にこれまで の「企業内同和問題研修推進員」を「公正採用選考人権啓発推進員」に名称を変更しました。
- (3) 推進員の設置要領は裏面に掲載していますが、「一定規模以上の事業所」の基準については、 長野県では「常時雇用する従業員数が30人以上である事業所」としています。
- (4) また、民営職業紹介事業所及び派遣元事業所については、公正な採用選考に関する十分な理解等がより一層求められていることに鑑み、<u>事業所の規模にかかわらず、設置することになっ</u>ています。
- (5) 現在、既にほとんどの該当事業所において推進員が選任され、管轄するハローワーク(公共職業安定所)に報告いただいているところです。

なお、あらたに推進員を選任した場合や、人事異動等により推進員の異動があった場合には、 添付の「公正採用選考人権啓発推進員選任報告書(参考様式)」を作成し管轄のハローワーク までご報告ください。

【公正採用選考人権啓発推進員の役割】

- (1) 推進員は、就職の機会均等を確保する観点に立って、事業所内で公正な採用選考システムの確立を図るとともに、人権啓発のために関係行政機関等との連携の窓口となっていただきます。
- (2) そのために、推進員の方々にはハローワークや関係行政機関等が開催する研修会等へ参加していただき、公正採用選考や人権問題に関する正しい理解と認識を深めていただいています。 研修会等の開催案内が届きましたら、ご都合を付けて是非ご出席いただきますようお願いします。

公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1 目 的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」という。)の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

2 推進員設置対象事業所

原則として次の基準に該当する事業所を推進員を設置する事業所として選定するものとする。

- (1) 常時使用する従業員数が80人以上である事業所(長野県は30人以上)
- (2) 常時使用する従業員数が80人未満(長野県は30人未満)であって、就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所

3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を 有する者から選任するものとする。

4 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中 心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5 推進員の選任状況の把握

公共職業安定所長は、推進人の選任を行った事業主から別に定めるところにより報告を求めるものとする。

6 推進員に対する研修等の実施

長野労働局職業安定部職業対策課及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果た すために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請す るものとする。

7 その他必要な事項は別に定める